

卷八十四百千二集

名 廣 創 告

上等石版圖百枚

ならず免換券の發行額及び交換準備に關する毎週平均高表を官報より掲げて世上より廣告する事としたるは文明政府の處置ありと賞讃したれども日本銀行が明治三十一年より至るまで政府より貸付する二千二百萬圓より對して毎年四十四萬圓の大金を國庫より受取るとは實に株主の利益として其金の出所は詰り國民の納むる税金より外あらざる旨を述へたるは讀者も已知るふとあらんが昨今同行株券の賄賣したる其原因が果して重にも條例の改正に在りとすれば我輩の豫論は今日に於て稍や其實を得たるものとして同行の株主は未だ四十四萬圓の利益を國庫より受取りたることはなけれども今日ぞ着の僕伴は既に實を握りたるものと云ふ可し蓋し政府が斯る大金を年々國庫より支拂ふことに決したるは固より種々の事情ありて再三再四熟考の上の事あらんけれども其事情あるものを金又積りて果して年々四十四萬圓を盤し株主をして日下直よ六十圓の僕伴を得せしむるよ足る可き程のものあるや否や我輩も此に至れば少しく判断に躊躇する者あり

百廿餘圓の相場ありしも昨今にては二百八十圓内外を
出入し僅々四五箇月の間に殆んど六十圓の騰貴を見る
に至りたり世上一般の説を開くよ同行株券の斯くも騰
貴したる其次第は同行の事務漸く整頓して収益も爲め
、又大々増加す可しとの見込に由て然るものあらんなれ
ども條例の改正は之が重なる原因たらざるを得ずと
云ふ其説の當否は容易易判斷す可らずと雖も株券の騰
貴が條例改正の前後より其端を開きたるの事實は經濟
論者の宜しく注目す可き所のものなる可し凡そ物の相
場は其實價より高下するよりも寧ろ見込に由りて
昇降するの常なれば日本銀行が條例改正の爲め將來實
際に得べき利益は今日世人の見込む所と毫も違ふとな
きや否に就ては我輩も其實況を知らざれば之を答へる
ふとを得ずと雖も兎も角も同行が條例改正の爲め巨
額の兌換銀行券を發行するの特典を得たる其外も政府
に貸付する二千二百萬圓よ對しては明治三十一年より
るまで一箇年百分の二即ち年々四十四萬圓の利子を得
るとよりたるは更に大利源を開いたるに相違ある可
らず左れば今後其收益の大々増加すべきは必然にして
從て株主への配當金も多きを加へ可ければ其株券に昨
今の騰貴を致したるも偶然にあらざるを知る可し
我輩は本年八月三日の時事新報よ於て兌換銀行券條例
改正の事を論じ其大體を成る所を以て表つて置く

時事新報廣告料前金	
一行社四字詰 五號活字ニア	一行二付 一眼
自一行至十行 自十一行至卅行 三十一行以上	二行以上 六日迄
八 錢	一行二付 七日以上 十五日迄
錢	一行二付 十六日以上
六錢五厘	七錢二厘 六錢八厘
五錢八厘五毛	六錢三厘 五錢九厘五毛
五錢五厘	五錢五厘

日本銀行の組織は人民より成り立ちたる會社されば漫に公益の一途を偏して營業の損益を顧みざるが如きは固より爲す可からず唯利是れ重んずるは行の本色あれども其重役は政府の任命する所として特別の法律より支配せられ特別の権利をも附與せられて所謂半官の商會なるが故に獨り全國銀行の模範たるのみならず商賈の中心、信用の源淵として一舉一動都て公明正大で之を爲さるのみか眼前より利を見るも之を過る程にして始て天下の信を取る足る可し甚ざ迂闊なるよ似たれども體面重きものは其舉動も亦重からざるを得事の常數あればあり左れば今日本銀行が四十四萬圓の殊利を得て其株主が株券の勝貴に逢ふたるは誠より事にして商賈社曾の模範たらんとは即ち天下の商人を僥倖にして株主の私の爲めには誠に祝す可きあれども左りとは銀行の體面に於て如何なる可きや若しも此一事に於て商賈社曾の模範たらんとは即ち天下の商人を率ゐて僥倖依頼の念を起さしむるの弊あると云ふ可らず我輩は株主の私に對しては少しく氣の毒なりと雖も日本商法の德義の爲め又之を惜しむものなれば銀行の經濟に於て必ずしも斯る特典殊利に依頼せざるもの能く其自立を保つ可き覺悟あらんには自から之を避け國庫の累を爲さらんふと冀望に堪へざるなり

日本銀行の組織は人民より成り立ちたる會社されば漫に公益の一途々偏して營業の損益を顧みざるが如きは固より爲す可からず唯利是れ重んずるは行の本色あれども其重役は政府の任命する所として特別の法律より支配せられ特別の權利をも附與せられて所謂半官商賈の中心、信用の源流として一舉一動都て公明正大の商會なるが故に獨り全國銀行の模範たるのみならず商賈の高處に止まり苟も不時の利を僥倖するが如きは進で之を爲さるのみか眼前より利を見るも之を過る程にして始て天下の信を取る足る可し甚ざ迂闊なる似たれども體面重きものは其舉動も亦重からざるを得ず人事の常數あればあり左れば今回日本銀行が四十四萬圓の殊利を得て其株主が株券の勝負に逢ふたるは誠よたれども體面重きものは其舉動も亦重からざるを得ず僥倖にして株主の私の爲めには誠に祝す可きあれども左りとは銀行の體面よ於て如何なる可きや若しも此一事にして商賈社會の模範たらんとは即ち天下の商人を率ゐて僥倖依頼の念を起さしむるの弊あると云ふ可らず我輩は株主の私に對しては少しく氣の毒なりと雖も日本商法の德義の爲め又之を惜しむものなれば銀行の經濟に於て必ずしも斯る特典殊利に依頼せざるも能く其自立を保つ可き覺悟わらんには自から之を避けて國庫の累を爲さらんふと冀望に堪へざるなり

東京府平民坪内雄美○本發明は明治十九年四月より實施し本年五月迄二年一箇月と經過せり○販賣の數額十五萬帖此價額五千二百五十圓あり○販路は明治十九年中殊に同年夏季は流行病ありしため隨分擴りたれど爾後退々縮少の傾向あり○特許以來未だ之が費用を償ふに至らず蓋し普通の便所用紙は廉價なるを以て本發明品も勉て廉價に賣捌されたる普通用紙は割引少きも本發明品は賣樂の割引を爲されば受賣を望むもの多く仍て其比例を以て卸賣をあせるに由る

足袋形靴下 東京府平民坪内雄美○本發明は明治十八年九月より實施し本年五月迄二年九箇月を経過せり○販賣の數額大凡三十二百足此價額千六百圓あり○販路は十九年の初より二十年上半期まで至る迄は次第に弘りしも本品は專有特許の符號を施し難く多くは符號を付せずして販賣せるに依り模造品の數多くると容易に偽造し得らるるに依り昨今は漸々販賣額を減するに至れり○特許以來損益あし○專賣權を侵害せしと認めし者東京府下神田區に一名本郷區よ一名あり自下告訴中あり其他住所姓名等不詳の偽造販賣者頗る多し

食物擂碎器 東京府平民染谷慶一郎○本發明は明治十九年六月より實施し本年五月迄二年三箇月を経過せり○販賣の數額七百箇此價額八圓四十錢なり○販路は極て滯滯せり○特許以來支消せる金額中未だ償はざるもの凡ろ十圓あり

織物機械 埼玉縣平民富澤作藏○本發明は明治二十一年三月より實施し本年五月迄一年三箇月を経過せり○本機械を使用して製出せる織物は木綿二子織七百五十段此價額三百七十五圓なり但し本機械一臺の織出高どす○販路は機械の需要者あきに拘らず織物は頗る好評を得たり尤も當初よりは機械織は品質不良等の説ありて兎角嫌忌するの風ありしも昨今より本織物地合の整齊せる等は到底他織機の企及はさる所あるを以て一般より信頼せしものゝ如し故に販路は將來擴張するの見込あり○將來は利益あるの見込なれども現今は未だ損益する所あらず○本發明は當初専ら機械を製作販賣するの目的ありしか往々機械の効用を疑ふものありて需要者なきう故に自ら此機械を使用して織物を製出するふとせり然るゝ近來注文するもの出來て試に洋服地を織出したるゝ頗る好結果を得たりと云ふ爾後追々機械の注文をあすものありて稍々機械の販路も開けんとするものゝ如し

自潤筆 (筆軸中に墨汁を貯へ之を適度に注出し頭毛をして自ら潤ばしむる便利筆) 岡山縣平民池上幸次郎○本發明は明治二十年三月より實施し本年五月迄一年三箇月を経過せり○販賣の數額二百本餘此價額凡そ三十八圓あり○販路は重に東京府下に開けり○特許以來未だ精算せざるも相應の利潤を得たり

改良蠅糞 新潟縣平民木本久四郎○本發明は製品の材料たる蠅糞は到底内地に於て得難きに依り支那地方就中香港より輸入せんとして目下價格問合中あるを以て未だ實施するに至らず故に各事項に就て記載すへきものなし

改良圓形扇子 京都府平民塚本儀助○本發明は明治十八年十一月より實施し本年五月迄二年七箇月を経過せり○販賣の數額四萬三千五百本此價額二千七百三圓二十錢なり但し上下等の二種ありて上品は一本六十五錢下品は一本四錢八厘にて販賣せり○販路は從来米國のみありしも本年よりは佛國及伊國へも見本を送りたれば此等の諸國にも擴張するの見込なり○特許以來精算せざれども通常の扇子より比較するとときは平均二割以上の利益を得たるべし○專賣權に對し侵害を加へんとしたる同業者ありたれども其製品は専賣人に於て差押へたり

髪の癒直し薬 東京府平民榎本喜知○本發明の特許を得たるは明治十九年なれども實施せるは明治十四年十一月以來にして本年五月迄六年六箇月を経過せり○販賣の數額一萬五千五百箇此價額二百五十五圓七十八錢七厘なり○販路は一時相應え開けたれども近來漸々滯滯せるが如し蓋し類似品を製出するもの多くて由るからしも本發明と謂ふべきに十草

○頼定本區三月二日定議會上基此年其頒給者札文如是此年基此頒給者札文

例年の通来る廿五日タ卅一日迄
歲暮大賣出し粗景呈進

山陽錄卷八
姬八